

パブリック・コメントの実施結果（宮崎県社会的養育推進計画素案）

- 1 募集期間 令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）
- 2 意見総数 4件（1名）
- 3 御意見の要旨及び県の考え方 ※該当ページに関しては、「宮崎県社会的養育推進計画」（素案）のページ数になります。

番号	該当ページ	該当箇所、項目等	御意見の要旨	県の考え方（計画案への反映）
1	P31	第7章2(3) 〔評価指標〕1段目	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数（※複数あるメニューを拡充）の数字の意味が分からない。分数は何を示しているのか。	親子再統合支援事業にある親子関係再構築支援事業の5つのメニュー（①カウンセリング事業、②家族療法・保護者支援プログラム事業、③ファミリーグループカンファレンス事業、④宿泊型支援事業、⑤スーパーバイズ事業）のうち、現時点では②と⑤を実施中のため、「2/5件」と表現しています。また、拡充できる可能性がある事業としては③が考えられるため、R10年度末に「3/5件」と表現しています。なお、御指摘を踏まえ、計画巻末参考資料の用語集に親子関係再構築支援事業のメニューについて追記します。
2	P33	第7章3(2)ア 一つ目の○	「遺児、保護者が死亡し、・・・」の「遺児」について、「保護者が死亡したこども」に含まれるため、記載は必要か。	御指摘どおり、「遺児」には「保護者が死亡したこども」という意味を含んでいるため、「遺児」を残し、「保護者が死亡し、」の文言を削除します。
3	P43	第8章1(9) 一つ目の○	「養育者となり得る者」について、「者」より「方」もしくは「希望者」「家庭」ではどうか。	御意見を参考に、「希望者」に修正します。
4	P49	第9章2(2)E	母子生活支援施設の課題について、設置したばかりの施設のため人材育成も必要ではないか。	御提案のとおり、母子生活支援施設の安定的な運営維持のためには、人材確保・育成が必要不可欠であると考え、課題の項目（エ）に、「また、施設の運営維持のため、計画的に必要な人材を確保するとともに個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていくことも必要です。」と追記します。併せて、具体的な取組の項目（ウ）に、「また、施設職員を対象とする研修の参加を促すとともに、専門研修に係る情報提供などにより施設職員の資質向上に努めます。」と追記します。